入札公告（工事）

下記のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を行いますので、太宰府市契約規則第 4 条第 1 項の規定に基づき公告します。

令和 8 年 11 月 25 日

太宰府市長　髙原　清

1　工事概要

(1)	工　事　名	国分雨水管きょ（西側）第 8-1 工区築造工事
(2)	工 事 場 所	太宰府市国分 5 丁目地内
(3)	工 事 内 容	本工事は、国分 5 丁目地内において雨水管きょを築造するもの。
(4)	工 事 長 等	管きょ工（泥濃式推進工）L＝111.2m 管きょ工（鋼製さや管ボーリング式推進工）L＝6.4m 立坑工　N＝3 箇所
(5)	工期（予定）	契約の翌日から令和 9 年 9 月 30 日（木）まで
(6)	予 定 価 格	321,152,000 円（消費税等別）
(7)	最低制限価格	272,979,200 円（消費税等別）
(8)	発 注 形 態	2 者による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

2　競争入札に参加できる者の形態

(1) 本工事は、共同企業体による共同施工方式とする。

(2) 共同企業体の構成員数は、2 者とする。

(3) 構成員は、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

3　競争入札参加資格

(1) 一般的要件

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、この公告の日から落札者決定までの間において次の要件を満たしている者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ　太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成 7 年 12 月告示第 5 号）に基づく令和 8・9 年度一般（指名）競争入札参加資格の認定（以下「認定」という。）を受けている者のうち、土木一式工事を登録していること。登録業者の名簿は太宰府市ウェブサイトに掲載している。

太宰府市ウェブサイトアドレス　https://www.city.dazaifu.lg.jp/

ウ　太宰府市から太宰府市指名停止等の措置に関する規則（平成 21 年規則第 27 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生手続開始又は再生手続開始の決定後、更生手続又は再生手続が終了したものを除く。）、電子交換所により取引停止処分を受けている者その他の経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。

オ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による一般建設業の許可又は同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を得てからの営業年数が 5 年以上であること。

(2) 共同企業体に係る要件

ア　共同企業体は、次の 2 グループから各 1 者ずつの 2 者で結成すること。

（ア）A グループ（代表構成員）

本店、支店又は営業所を福岡県内に有する者で、公告時に有効な最新の建設業法第 27 条の 29 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における工事の総合評定値（土木一式工事）（以下、「認定時の総合点数」という。）が 1,100 点以上の者

（イ）B グループ　次に掲げるいずれかの要件を満たす者

本店、支店又は営業所を太宰府市内に有する者で、認定時の総合点数が 700 点以上 1,099 点以下の者

イ　A グループは、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。

B グループは、建設業法第 3 条の規定による一般建設業の許可又は同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。

ウ　A グループは、この公告の日において有効とされる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の経営状況評点（Y 点・単独決算）が 500 点以上の者であること。

エ　A グループは、公共工事のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降に完成した土木一式工事で、施工金額 1 億円以上のものを元請として施工した実績を有すること。ただし、当該金額が共同企業体でのものである場合は、出資割合に応じて算出した金額によるものとする。

B グループは、公共工事のうち、土木一式工事について元請として施工した実績を有すること。

オ　各構成員が、技術者（土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者をいう。ただし、当該技術者は、共同企業体の構成員と 3 ヶ月以上の雇用関係にある者に限る）の配置について、次に掲げる要件を満たすこと。

（ア）A グループ

土木一式工事業について有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を工事現場に専任で 1 人以上配置できること。

（イ）B グループ

工事現場に専任で 1 人以上配置できること。

カ　結成方法

自主結成とする。

キ　出資比率

各構成員の出資比率は、30%以上とする。なお、代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率を超えていなければならない。

ク　存続期間

共同企業体は、当該工事に係る請負契約の履行後 6 か月を経過するまでは解散することができない。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る請負契約が締結される日までを共同企業体の存続期間とする。

ケ　共同企業体の協定方式

国土交通省方式の甲型とする。

コ　企業共同体の名称

○○・△△特定建設工事共同企業体とする。

サ　事業協同組合

事業協同組合が共同企業体の構成員となる場合は、その組合員は単体で共同企業体の構成員となることはできないものとする。

4　入札書類等の配布及び入札書類等に対する質疑等

入札書類等の配布及び入札書類等に対する質疑等については入札説明書に定める。

5　入札方法等

電子入札又は紙入札にて行う。詳細については入札説明書に定める。

6　落札者の決定方法

本入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、その者の競争入札参加資格を審査する。落札候補者となるべき価格の入札を行った者が 2 者以上のときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定し、落札候補者とする。

審査の結果、失格、無効等があった場合は、次に低い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札書が指定した方法以外により提出された場合

(2) 入札書が指定した期限の日時までに到着しなかった場合

(3) １つの案件につき２つ以上の入札書が提出された場合

(4) 既に提出した入札書の訂正、差し替え又は再提出がされた場合

(5) 入札説明書で指定された書類等のいずれかが不足した場合

(6) 入札書が指定された郵送先と異なる場所に郵送された場合

(7) この公告に掲げるもののほか、太宰府市条件付一般競争入札実施要領及び入札心得書等で規定する入札無効の条項に該当する場合

8　入札の辞退

入札者が入札を辞退する場合は、辞退届（様式 13 号）を開札日の前日（郵送の場合は、必着）までに太宰府市総務部管財課契約係に提出するものとする。

9 開札

開札場所及び日時等については、入札説明書に定める。

１０ 入札結果の公表

入札結果は、落札決定の日以降に太宰府市ウェブサイトに掲載する。

１１ その他

(1) 現場説明会は、実施しない。

(2) この公告によるもののほか、太宰府市契約規則、太宰府市条件付一般競争入札実施要綱、太宰府市電子入札実施要領、太宰府市総合評価方式試行要領及び入札心得書により入札を行う。

１２ 問合せ先 太宰府市総務部管財課契約係

電話 092-921-2121（内線 504）

メールアドレス kanzai@city.dazaifu.lg.jp